

価格高騰重点支援給付金（10万円）の申請が必要な方がいます

2024年度の住民税非課税または均等割のみ課税の世帯を対象とした価格高騰重点支援給付金を受給するには、【下記】①～③に当てはまる世帯は手続きが必要です。

なお、令和5年度価格高騰重点支援給付金（7万円または10万円）を受給した世帯は給付金の対象外です。

手続き方法など詳しくは、下記コールセンターへご連絡いただくか、ホームページをご覧ください。[千葉市 価格高騰重点支援給付金](#)

対 象 ①2023年1月2日以降に千葉市に転入した方がいる世帯

②新生児（6月4日～9月30日生まれ）や別世帯に扶養している児童がいる世帯

③市から確認書が送付された世帯

申請手続 ①②個別に申請が必要

③市が発送した確認書を返送もしくは確認書に記載の二次元コードから電子による申請が必要

申請期限 9月30日(月)消印有効

＊新生児のこども加算のみ10月31日(木)消印有効

8月1日(木)から相談窓口が移転

中央コミュニティセンター2階 平日9:00～17:00

車でお越しの方は市役所駐車場をご利用ください。

・支給対象の確認・申請受付はできません。

市価格高騰重点支援給付金コールセンター

0120-592-028（平日9:00～17:00）

耳や言葉の不自由な方

245-5541 kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp

オンライン申請で自宅での証明書の受け取りがより便利に

スマートフォンなどから、マイナポータルを利用して申請・支払いをすると、窓口に行かなくても、自宅に証明書が郵送されるサービスが、8月1日(木)から始まります。ぜひ、ご利用ください。

なお、ちば電子申請サービスを利用したオンライン申請は7月31日(水)で終了します。

支 払 い 方 法 PayPay、d払い、au PAY、クレジットカード（VISA、Mastercard、JCB、AmericanExpress、DinersClub）

取得可能な証明書 住民票の写し、印鑑証明、戸籍謄本・附票・受理証明 など

＊申請にはマイナンバーカードと暗証番号の入力が必要です。

区政推進課 245-5135 245-5155

定額減税給付金の確認書を送付しました

定額減税に伴う調整給付金の対象者へ確認書を送付しました。給付金を受け取るには、10月31日(木)までに申請が必要です。

マイナンバーカードを利用するオンライン申請では、公金受取口座の登録が済んでいる方は、確認書が届く前でも給付金を申請することが可能ですので、【右記】の二次元コードから申請手続きを進めてください。

制度の詳細やその他の申請方法など、詳しくは

[千葉市 定額減税調整給付金](#)



相談窓口（支給対象の確認・申請受付はできません）

10月31日(木)までの平日9:00～17:00

きぼーる11階、花見川区役所2階、稲毛区役所1階、若葉区役所1階、緑区役所3階、美浜区役所1階

市定額減税調整給付金コールセンター

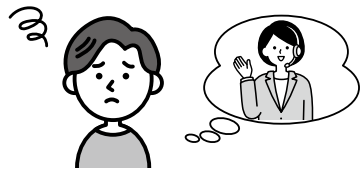
0120-682-017（平日9:00～20:00、日曜日は17:00まで）

耳や言葉の不自由な方

050-1799-0206 info@chiba.chousei-kyuuhu.jp

LGBT専門相談

日常生活でLGBT当事者や周囲の方が抱える性的指向や性自認に関係する悩みなどの相談に、電話またはLINEでお答えします。



日 時 第1月曜日19:00～22:00（最終受付21:30）

第3日曜日10:30～13:30（最終受付13:00）

備 考 相談日ごと、1人1回30分。匿名・通称名での相談も可。

相談日時、電話番号など詳しくは、[千葉市 LGBT専門相談](#)

男女共同参画課 245-5060 245-5592

多重債務者特別相談

多重債務について弁護士が相談に応じます。

日 時 8月8日(木)・22日(木)13:00～16:00（1人30分程度）

会 場 消費生活センター

定 員 各先着6人

注意事項 債務者本人が来所。家族の同伴も可。電話相談不可。

申込方法 電話で、消費生活センターへ。

消費生活センター 207-3000 207-3111

加曽利貝塚発掘100周年オリジナルナンバープレートを交付

加曽利貝塚発掘100周年を記念して、加曽利貝塚PR大使かそりーぬのデザイン入りナンバープレートを交付します。

対象車両 特定小型原動機付自転車

交付対象 市内に主として駐車する場所のある特定小型原動機付自転車を新規に所有する方

交付枚数 先着100枚

交付開始 8月1日(木)

注 意 ・通常のナンバープレートからの変更はできません。
・番号の選択はできません。



文化財課 245-5960 245-5992

ナンバープレートの交付手続き

窓口で手続きする方の身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証など）のほか新規登録理由ごとの必要書類【下記】を持参し、市税事務所市民税課または市税出張所で交付手続きを行ってください。



新規登録		必要書類
購入	譲渡	販売証明書
	譲渡	譲渡証明書、廃車証明書
譲渡	譲渡	譲渡証明書、標識交付証明書、ナンバープレート
	譲渡	譲渡証明書、標識交付証明書、ナンバープレート

東部市税事務所市民税課 233-8137 233-8354

西部市税事務所市民税課 270-3137 270-3227

特に記載がない場合、対象は市内在住・在勤・在学の方、1日から申し込み受け付け、応募多数の場合抽選、料金は無料。